

令和6年度 農作業賃金・機械利用料金標準

山形市農業委員会

農作業賃金	作 業		1日(8時間)	1時間当り
	稲作	稲作全般	7,200円	900円
		粃摺り	7,800円	975円
	果樹・野菜	果樹剪定	10,600円	1,325円
		果樹ハウス張替	10,200円	1,275円
		一般作業・収穫	7,200円	900円
		桜桃収穫	7,800円	975円
		選別・箱詰	7,200円	900円
		上記以外の一般作業	7,200円	900円

注意事項

1. 早朝作業は、両者間で十分話し合いのうえ、割増額を定めましょう。
2. (農作業)賃金は消費税の課税対象ではありません。
3. この農作業賃金標準は基準・目安として設定したものです。当事者間で十分話し合いのうえ決定してください。
4. 山形県の最低賃金は900円(1時間あたり)です。
【令和5年10月14日から適用】根拠法令：最低賃金法
年度途中に改定があった場合は改定後の最低賃金を参考にしてください。

**農作業事故に備えて、
傷害共済等に参加しましょう**

機械利用料金 (個人所有)	作 業	料金	摘 要
	畔ぬり	55円	1m当り 片側機械ぬり
	田耕うん	9,450円	10㍻当り
	代かき	9,450円	10㍻当り
	育苗	825円	1箱当り
	機械田植	8,670円	10㍻当り 植付けだけ(側条施肥付きの場合は1割程度割り増し加算とする)
	バインダー刈り	10,000円	10㍻当り 糸つき・刈りなげ
	脱穀ハーベスタ	10,000円	10㍻当り 脱穀だけ
	コンバイン刈取	20,000円	10㍻当り 湿田・倒伏のため作業困難及び結束の場合は両者話し合いによる割増加算とする
	粃乾燥	17,800円	10㍻当り 生粃 (26%未満)
		12,000円	10㍻当り 半乾 (18%以内)
	粃摺り	505円	玄米30kg/1袋
	畑耕うん	13,760円	10㍻当り 2回耕うん
	S・S防除	965円	100㍻当り 薬剤除く
	草刈り	1,650円	1時間当り 肩掛・背負刈払機・自走あぜ草刈機使用
		5,645円	10㍻当り 乗用草刈機・乗用モア使用

注意事項

1. 機械利用料金は消費税込みの金額です。
2. 機械利用料金のうち、ほ場条件の悪い場合(耕地の分散、面積が小さい、未整理地など)は、作業前に両者間で十分話し合いのうえ、割増額を定めましょう。
3. この機械利用料金標準は基準・目安として設定したものです。当事者間で十分話し合いのうえ決定してください。